

発行

福島県環境整備協同組合連合会

住所/いわき市内郷高坂町大町138番地2  
TEL 0246-27-8818 FAX 0246-27-8813

発行者 岡 光義

編集責任者 瀬戸 崇志

スローガン

1. 下水道による残業務の安定的継続のため、合理化学業計画の推進、転換業務の獲得
2. 下水道に接続されない浄化槽（合併）の社会的地位の確立
3. 新浄化槽維持管理システムの推進
4. 浄化槽（合併）を併用した農業集落排水処理業務事業計画の実現
5. 市町村の責務である一般廃棄物処理計画の策定推進
6. 一般廃棄物収集運搬業の責任業務の遂行

# 福島環整連

## 令和2年度通常総会

### 「改正浄化槽法に対応した研修制度等への協力」 「災害時の事業継続計画（BCP）の検討」 を事業方針に

本会は、5月22日いわき市の「いわき市環境整備会館」において、令和2年度通常総会を開催した。

本年度の通常総会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を熟慮し、理事会において承認を得て、定款に基づき出資正会員のみでの開催となった。

マスク着用、ソーシャルディスタンスを保ち、出席者6名、委任状出席2名、ほか監事、事務局を含め11名で開催された。

江口典志氏（㈱福島青興社）の司会進行により、猪俣副会長の開会挨拶の後、岡会長から挨拶がなされた。

議長に、松宮秀泰氏（松宮㈱）を選任し審議に入った。

令和元年度事業報告、収支決算並びに剰余金処分案について執行部から報告され、長尾監事による監査報告がなされた。審議の結果、それぞれ原案どおり異議なく可決決定された。

続いて、令和2年度事業計画（案）について執行部から説明があり、前年度までの日本の主要事業に加え新たに「設立60周年記念式典開催」「改正浄化槽法への対応について」「大規模災害等により甚大な被害をうけた場合の対応について」などを提案した。令和2年度事業予算

（案）では、事業計画（案）に基づき、記念式典事業費を予算措置し、一般管理費を含めた予算総額1779万7千円を提案した。

また、議案第5号賦課金の賦課及び賦課徴収方法決定の件について、1月29日開催の理事会において承認された全清連への会員登録について、福島県清掃事業協議会」を設置し、本会所属員以外の賛助会員からの会費を9万6千円とする旨執行部から説明があり、審議の結果それぞれ異議なく可決決定された。

次に、専務理事榎田泰明氏の辞任を受け、出席者全員の同意により指名推選の方法により役員補充が行われた。選考委員により、近藤孝幸氏（いわき市環境整備事業協同組合所属）が選任され、本人は就任を承諾し、山川副会長の閉会の挨拶で総会を締めくくった。



今までにない総会の開催風景

## 青年部第40回定時総会

5月22日、本会青年部は白河市の「㈱白河衛生社」において、第40回定時総会を開催した。本年度の総会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を考え、書面決議とした。

オンライン出席、齋藤青年部長、瀬戸青年副部長、書面決議による出席23名。部長、副部長が書面を確認し議事を進めた。

### 就任あいさつ



福島県環整連青年部 新部長 瀬戸 崇志（㈱安達清掃公社）

今年度より、齋藤淳氏の後任として青年部長に就任いたしました、（㈱安達清掃公社）の瀬戸崇志と申します。

まず初めに、多くの諸先輩方により受け継がれてきた、歴史ある福島県環整連青年部「部長」の任をお受けできたこと、心より感謝申し上げます。

### 退任あいさつ



福島県環整連青年部 直前部長 齋藤 淳（㈱白河衛生社）

福島県の組合員数は全国でもトップクラスです。その福島県で青年部長を務めさせていただいたことは、私自身非常に誇りであり、支えていただきました皆様には衷心より御礼申し上げます。

2期4年間でありましたが、全国の青年部長と交流させていただき、改めて福島県全体で作

役員改選の結果は次のとおり。

部長：瀬戸崇志（㈱安達清掃公社）、副部長：川田大輔（㈱白山清掃社）、白水和也（㈱昭和衛生）、松崎圭（㈱大鳥産業）、会計：難波美徳（㈱協同清連）、監事：小野寺信（フボタ環境衛生（株須賀川支店）、田村應季（河沼清掃株））

敬称略

識し、安全かつ安定的な事業継続に努めることが責務であると考えております。

最後に、今年度の青年部基本方針である「活動に積極的に参加し、それらの活動を通じて研鑽と交流を図り、経営者としての成長や自社の発展に繋げる」を目標に、我々青年部員は歩みを進めていきたいと思っております。今までのご指導・鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

のをしつかり引き継げるよう、そしてやり残したことを責任をもって全う出来るように歩んでいく所存です。

最後になりますが、未熟者である自分を、大きな心で見守っていただきました岡会長はじめ山川副会長、猪俣副会長、榎田元専務、大和田さん大変ありがとうございました。



# 浄化槽法の一部を改正する法律の概要

令和元年6月12日参议院本会議で成立、6月19日公布

## 第1 特定既存単独処理浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独処理浄化槽（※）に係る浄化槽管理者に対し、当該特定既存単独処理浄化槽に関し、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができること。

⇒相当の期限を定めて勧告・命令も可能

※「特定既存単独処理浄化槽」＝既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

## 第2 公共浄化槽

### 一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、当該公共浄化槽の設置について建築物の所有者等の同意を得て計画を作成すること。（計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）

### 二 排水設備の設置等

○公共浄化槽の設置が完了したときは、一の同意をした建築物の所有者は、遅滞なく、汚水を当該公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備を設置し、及び汲み取り便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

⇒違反者には勧告・命令が可能

○市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はそのあっせん等の援助に努めること。（国による市町村への援助も規定）

### 三 その他公共浄化槽に関し必要な事項

○排水設備の検査 ○使用に係る料金 など

## 第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をしてその使用の休止を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

## 第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

## 第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽の設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

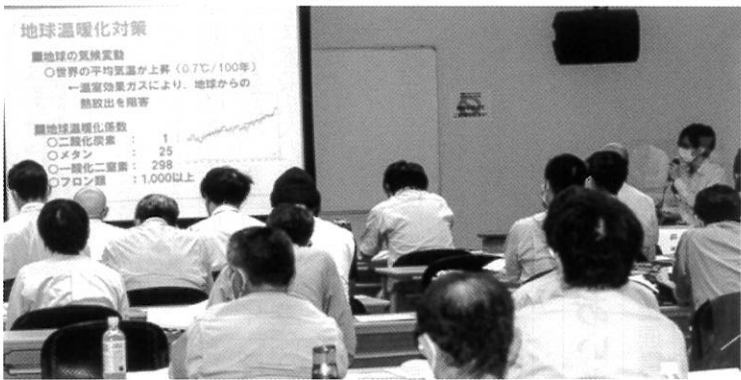
## 第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

## 第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行なうように努めなければならないこと。

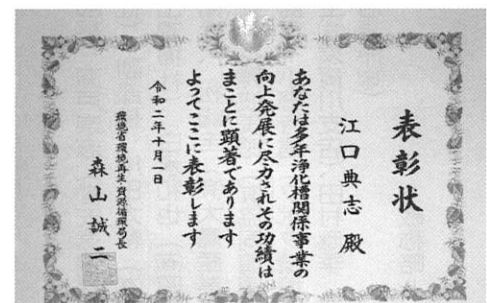
# 改正浄化槽法に対応した浄化槽管理士研修制度



令和2年4月1日施行の浄化槽法の一部改正に伴い、福島県及び中核市における浄化槽保守点検業者登録条例が改正された。それに伴い、浄化槽管理士の研修が義務付けられたことから、浄化槽の技術開発と社会状況の動向に即した維持管理業務を遂行するために必要な知識の習得と技能の向上を図り、浄化槽の適正な管理業務を身につけるため、フエイスガード・マスク着用、体温測定、手指の消毒、座席の離間距離の確保を行った。

**福島県浄化槽保守点検登録条例(抜粋)**  
「浄化槽管理士に対する研修」第11条の2 浄化槽保守点検業者は、その設置する浄化槽管理士に、第2条第2項の有効期限ごとに1回以上、規則で定める浄化槽の保守点検の業務に関する研修を受けさせなければならない。  
**浄化槽管理士に対する研修の機会の確保**  
**基本的方向性**  
▽研修機会の確保、研修事項、研修体制の基本的考え方を示す  
▽研修制度が確保されていない都道府県等の体制の構築に対する支援の在り方を示す  
**具体的措置**  
▽保守点検の登録に関する条例

において、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保が確保に図られるようにすること（措置方法の明示・登録条件に管理士研修受講を追加、有効期間中の受講義務付け）  
▽研修事項は、全国統一的に受講すべき事項（浄化槽行政の動向、浄化槽の構造と機能、浄化槽の保守点検と清掃）と各地域の実情に応じて講習すべき事項を含める  
▽研修体制は、1）都道府県で体制整備が確保される場合は、その体制を活用、2）都道府県で体制整備が確保されない広域的な地域を対象とした研修体制を構築する ※研修教材の準備や広域的な研修体制構築は、日本環境整備教育センターや全国浄化槽団体連合会が協力  
\*月刊浄化槽  
特集浄化槽法の解説②抜粋



毎年10月1日「浄化槽の日」を記念し開催してきた全国浄化槽大会だが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大により中止となった。  
本会から、江口典志氏（福島青興社）が局長表彰を受賞。

江口典志理事  
環境省環境再生・資源循環局長表彰受賞  
は、関係法令に基づいた信頼性の高い維持管理を推進することを目的として、（公社）福島県浄化槽協会主催により講習会が実施された。  
令和2年9月23日から10月12日の間に、県内5会場において（公財）日本環境整備教育センター、榎田陽明氏を講師に迎えて講習が行われた。  
県浄化槽協会としては、新型コロナウイルス感染症予防対策を十分に行い、受講者には拡大防止の観点から受講に際しての協力をお願いした。